

保護者各位

高松第一高等学校  
校長 細川 典宏

感染症による出席停止について

学校においては、学校保健安全法第 19 条に基づき、インフルエンザ等の感染症にかかった場合等は、蔓延防止の観点から、出席停止していただくことになっております。

つきましてはお手数ですが、下記に保護者の方が、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。  
(医師による診断・証明書ではありません。)

なお、対象になる感染症や、出席停止となる期間につきましては、裏面をご参照ください。

切 取 線  
-----  
報 告 書

令和 年 月 日

高松第一高等学校長 殿

年 組 番 氏名

保護者氏名 印

下記のとおり届出いたします。

- 1 診断名 (医師に言われた病名をご記入ください)

--

- 2 受診した病院名・電話番号

病院名
TEL ( ) —

- 3 治療期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで

「学校において出席停止となる感染症」学校保健安全法施行規則第 18 条及び第 19 条

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属 インフルエンザ A ウイルスであつてその血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。） 新型コロナウイルス感染症	
	治癒するまで出席停止	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1）を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（通称 はしか）	解熱後 3 日経過するまで
	流行性耳下腺炎（通称 おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（通称 3 日はしか）	発疹が全て消失するまで
	水痘（通称 みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（通称 プール熱） 結核	主要症状が消失後 2 日経過するまで 症状により医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等） 病状により医師により感染のおそれがないと認められるまで	

※ 百日咳の場合は、薬剤名を表の診断名の後に記入してください。

追加

【第一種】      新型コロナウイルス感染症      令和 2 年 2 月施行